

司法書士業務で求められる 電子契約・電子署名の 現況と今後の動向

令和7年〇月〇日（〇）

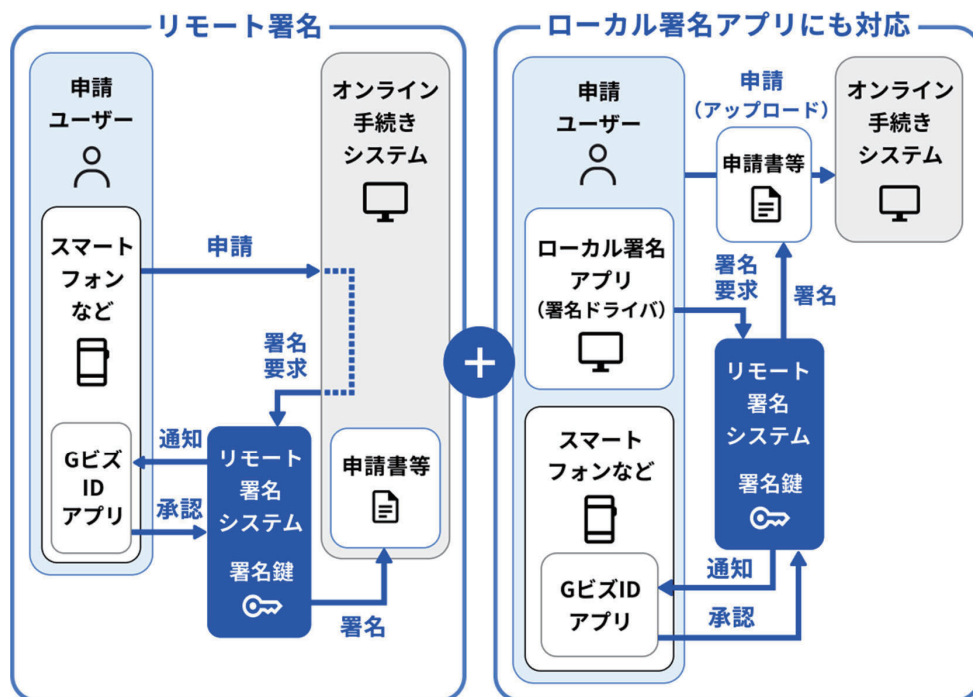


Bell Computer System
株式会社ベルコンピューターシステム

商業登記電子証明書のリモート署名の導入についてお知らせします

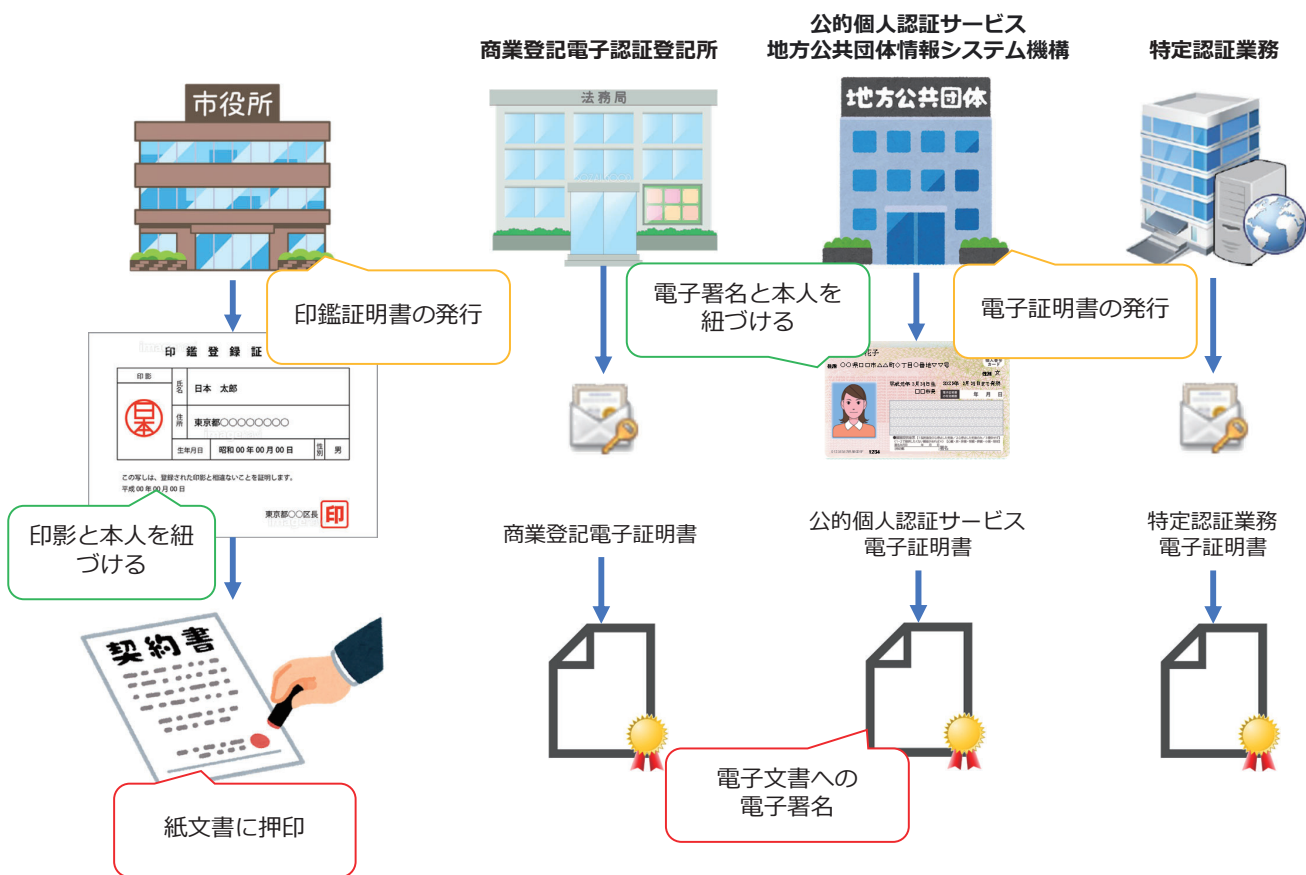
- ・電子署名の付与がオンラインで可能に利用環境の制限が解消され、スマートフォン等を通してオンラインでどこからでも行えるようになります。
- ・いつから新しい方式（リモート署名方式）に変わりますか。→ 2026年7月から新方式への移行を開始します。

リモート署名対応後



【実印】

【電子証明書】



【各電子証明書が失効されるとき】

《商業登記電子証明書》

管轄登記所において、電子証明書に記録された事項（会社の商号、本店、代表者の資格・氏名等）の変更（住居表示の実施に伴う変更など軽微な変更を除く。）に関する登記がされた場合には、証明期間内の電子証明書であっても、失効します。

- ・ 商号、名称（会社・法人名）変更の登記
- ・ 本店、主たる事務所移転の登記
- ・ 代表者が退任（重任した場合を除く。）した場合の登記
- ・ 代表者の代表権の制限に関する登記
- ・ 電子証明書の有効期間が満了した場合。

※法務省：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00034.html



《公的個人認証サービス電子証明書》

- 1) 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合
- 2) 引っ越しの際、又はその転入先市区町村から転出したとき転出予定日から30日 転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- 3) 引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日
- 4) 死亡したとき
- 5) 有効期限が切れたとき
- 6) 紛失等をして、行政窓口で停止の申し出をしたとき
- 7) 国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードへの切替手続きをしなかった方は、マイナンバーカードが失効します。

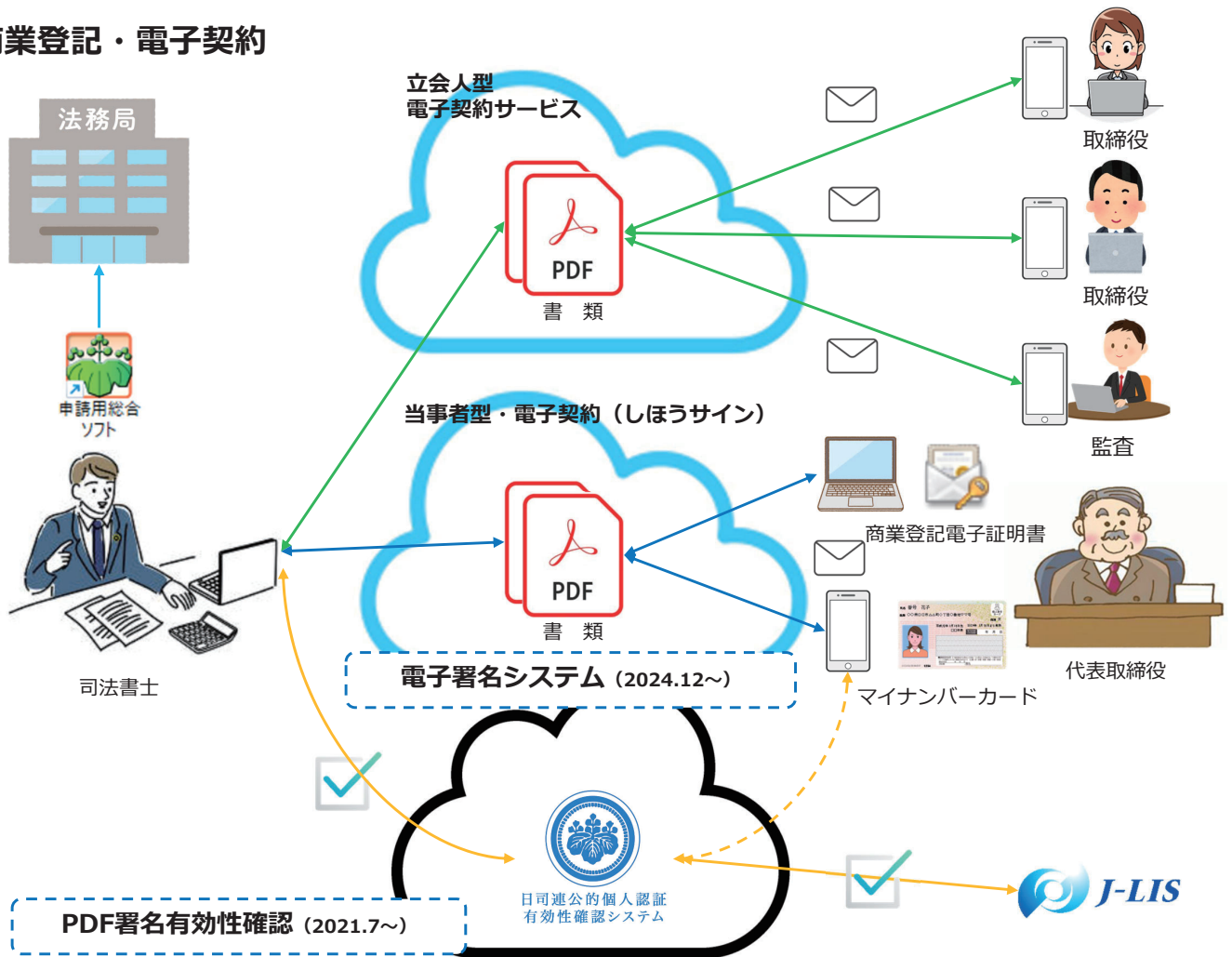
※公的個人認証サービスポータルサイト：<https://www.jpki.go.jp/procedure/period.html>



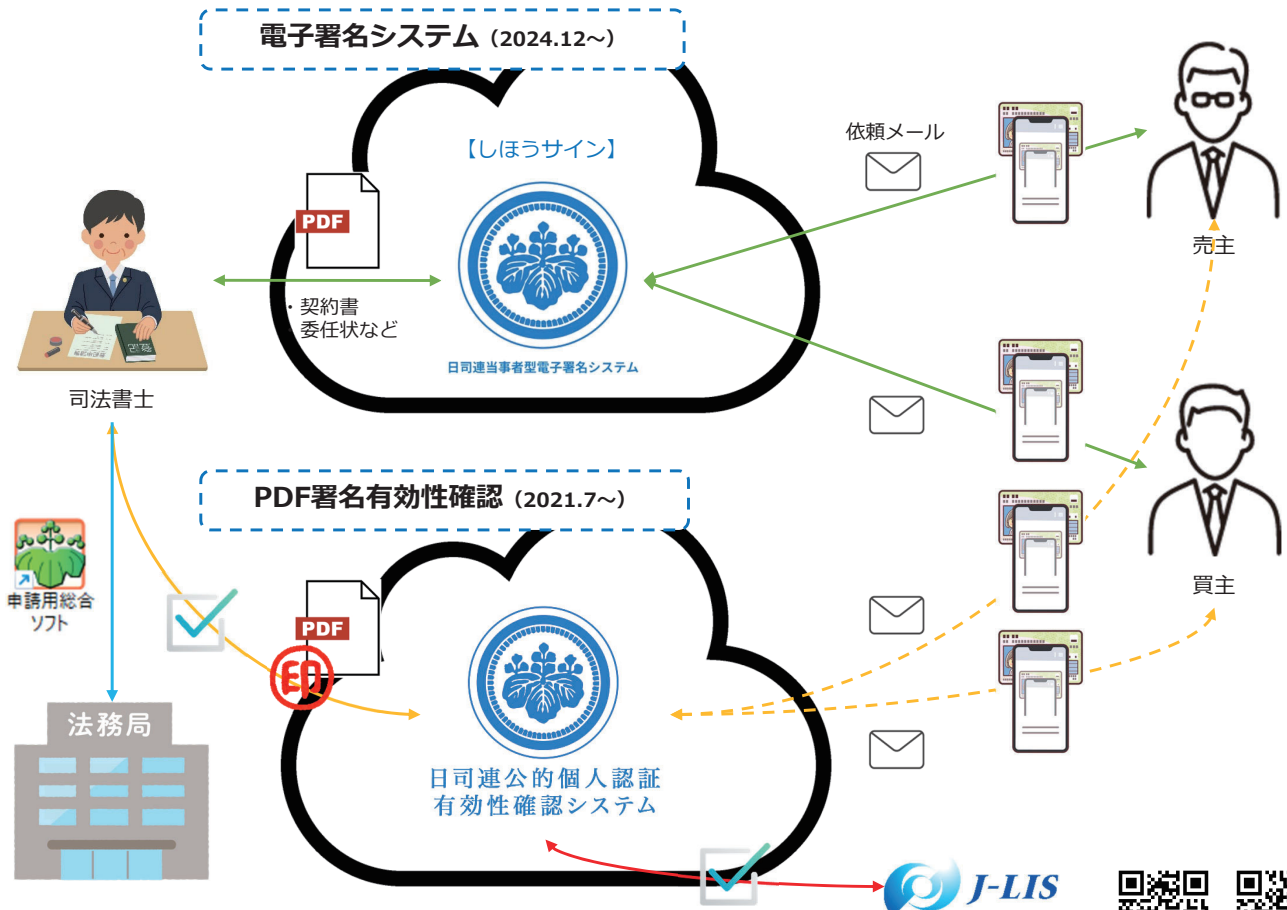
《特定認証業務電子証明書》

- ・ 電子証明書の失効申請をした場合。
- ・ 電子証明書の有効期間が満了した場合。
- ・ 電子証明書を取得した際に申請した内容と変更がされた場合

商業登記・電子契約

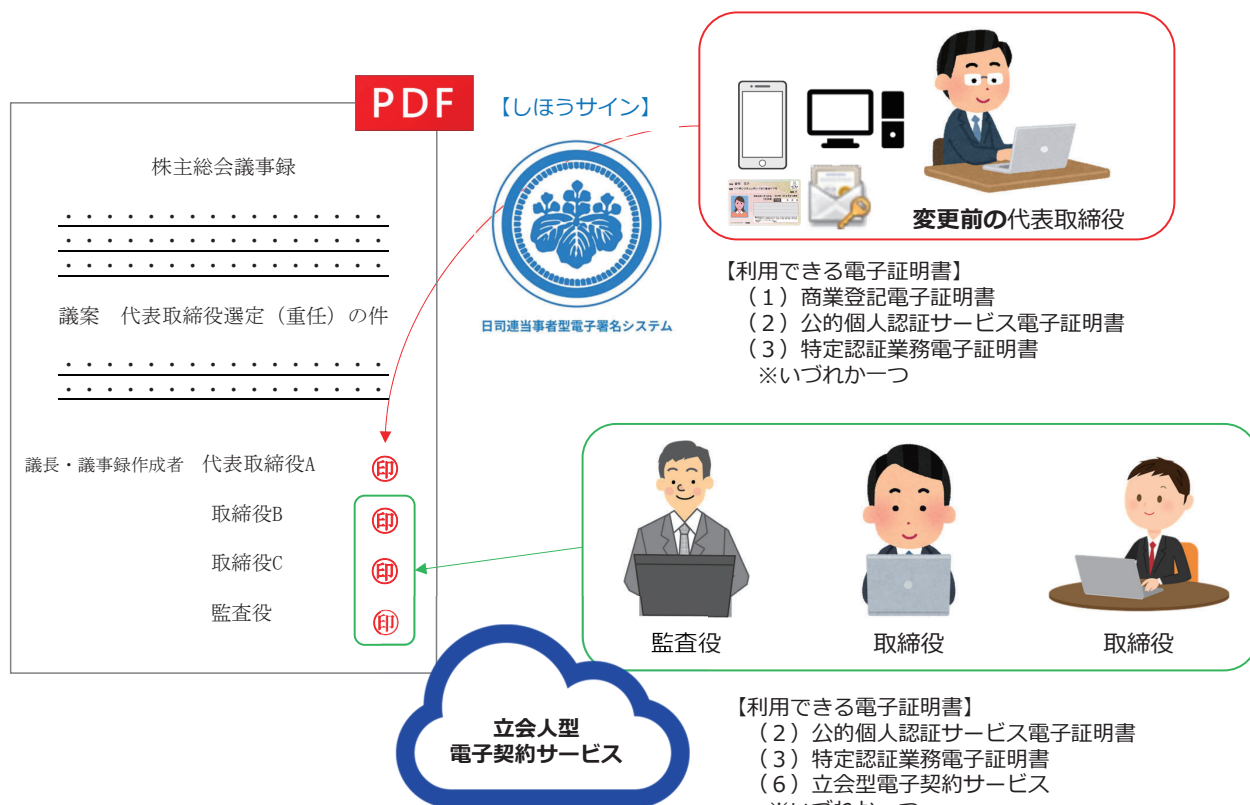


不動産登記・電子契約



株主総会で代表取締役選定する場合の株主総会議事録

※変更前の代表取締役が株主総会に出席し、会社の実印（（1）商業登記電子証明書、（2）公的個人認証サービス電子証明書、（3）特定認証業務電子証明書）を押印（電子署名）した場合には、他の出席取締役の記名押印（電子署名）を要しません（商業登記規則第61条6項ただし書）



COMPACT INで電子契約

COMPACT IN

契約の署名依頼が届きました。
内容を確認し、問題がなければ署名してください。

URL有効期限：2024/09/04(水) 18:47

契約を確認する

株式会社ベルコンピューターシステム
署名 太郎 様

契約の署名依頼が届きました。
内容を確認し、問題がなければ署名してください。

株式会社電子署名_取締役会議事録.pdf

差出人 高尾 周太郎（株式会社ベルコンピューターシステム）

URLの有効期限を過ぎてしまった場合は、お手数ですが差出人に再送を依頼してください。

【確認】CONTACT INで署名されたPDFファイル

署名済みであり、すべての署名が有効です。

電子契約サービスの証明書有効性確認画面です。

※必ずAdobeAcrobatの事前設定を行っておきましょう！

まずはコチラを確認しましょう。1つでも電子署名情報に問題があれば、「署名の完全性は不明です」などのメッセージが表示されます。

利用した電子契約サービス ※本資料は「CONTACT IN」

電子署名後の本PDFファイルの改ざんの有無

署名者の名前

一番下は電子契約サービス会社の署名情報が表示されます。

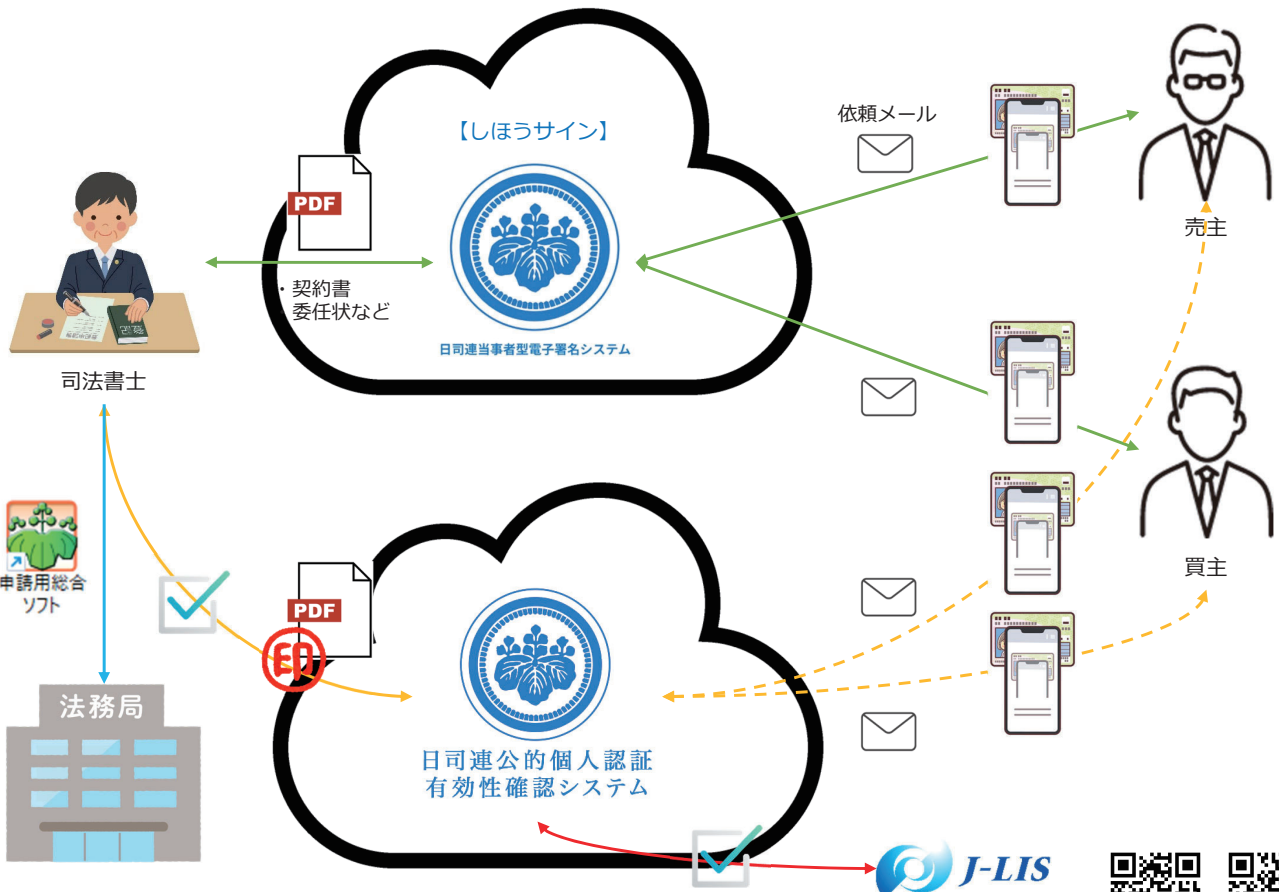
証明書ビューアでは署名の詳細や失効確認を行えます。(※要設定)

1 パーソナル: SEIKO TRUST Electronic Signature Service により署名済み
署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています

2 パーソナル: SEIKO TRUST Electronic Signature Service により署名済み
署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています
署名は LTV 対応です

3 パーソナル: Seiko Timestamp Service. Accredited A2W03-102 により署名済み
署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
署名はドキュメントタイムスタンプ署名です
署名は LTV 対応です

しほうサイン・日司連公的個人認証有効性確認について



【日司連】日司連当事者型電子署名システム「しほうサイン」 : <https://shihou-sign.nisshiren.jp/>
 【日司連】日司連公的個人認証有効性確認システム : <https://www.nkys.nisshiren.jp/>



【しほうサイン（司法書士側）】・日司連公的個人認証有効性確認について

入力フィールド・印章フィールド
 依頼先に対して、PDFへ氏名や社名等のテキストの入力を求める場合や、印章のイメージ（画像ではありません）を挿入する必要がある場合に、入力フィールド及び印章フィールドを設定できます。依頼先一人あたり、入力フィールドは3つ、印章フィールドは1つまで設定できます。なお、入力フィールド・印章フィールドの設定は必須ではありません。
 ※送信者1者以上いるときは、それぞれ設定します。

送信先1者目

入力フィールドを追加する 印章入力フィールドを追加する

入力が必要な場合は追加してください
使用する電子証明書を選択します
 ※事前に確認しておきましょう

ページ 1/2

マイナンバーカード
 商業登記電子証明書
 司法書士電子証明書
 閲覧

マイナンバーカード
 送信先2者目
 gimusha@gimu.com 義務 次郎
 マイナンバーカード

司法書士
 対応なし
 司法書士電子証明書

電子証明書の選択
 依頼先に対して署名を求める電子証明書の種別を選択します。
 「閲覧」は電子署名は求めず、PDFの内容の確認を求める場合に使用します。

司法書士の自身の対応を選択
 ご自身で電子署名を行う場合には、「司法書士電子証明書」か「商業登記電子証明」（法人アカウントの場合のみ表示されます）のいずれかを選択し、署名の必要がない場合は「対応なし」を選択してください。

書類のアップロードを終了 続けて次の書類のアップロード

【しほうサイン（お客様側）】・日司連公的個人認証有効性確認について

「電子証明書の提供及び有効性確認に関する同意について」

「電子署名を行うに際し、司法書士が電子証明書を受領し、有効性確認を行うことに同意します。」

同意する

初回の利用者の場合
 電子署名で使用するスマートフォンに「しほうサイン」アプリをインストールする必要があります。

電子署名をおこなうにはマイナンバーカードのICチップの読み取りをスマートフォンでおこなうためのアプリケーションが必要です。下記のURLからインストールしてください。

iPhoneの方はこちらからアプリをインストール
 Androidの方はこちらからアプリをインストール

戻る

マイナンバーカードによる電子署名をおこなうには専用のアプリを起動した状態で手続をおこなう必要があります。専用アプリをダウンロードしていない場合は下記のボタンからアプリをインストールしてください。インストール済の方は「署名する」を押してください。

アプリをインストールする

署名する

すでに「しほうサイン」インストール済みの方は「署名をする」次ページへ

日司連当事者型電子署名システム
 ビジネス
 入手

iPhone
 4+ 歳
 カテゴリ
 ビジネス
 デバイス
 JAPAN FEDERATIC

日司連当事者型電子署名システム
 日本司法書士会連合会
 インストール

100以上
 ダウンロード数
 3歳以上

日司連当事者型電子署名システム
 ビジネス
 開く

【しほうサイン（お客様側）】・日司連公的個人認証有効性確認について

日本司法書士会連合会
Japan Federation of Shihoh Shikashi Lawyers' Associations
 日司連当事者型電子署名システム

署名用電子証明書の暗証番号を入力してください。
 その後「次へ」からマイナンバーカードのICチップの読み取りを行ってください。

大文字英数字6文字以上、16文字以下

次へ

メールに届いたURLから書類にアクセスして、内容をご確認ください。

OK

その後「次へ」からマイナンバーカードのICチップの読み取りを行ってください。

暗証番号の入力がうまくいかないとき
 ※一度、画面をすべて閉じて受信メールを開くところから、やり直してください

電子証明書の読み取りを行います。
 お手元のスマートフォンとマイナンバーカードを置いてICチップを読み取らせてください。

次へ

マイナンバーカードをスマートフォンにタッチしてください。
 ※数秒かかるので、タッチして完了するまで離さないようにしてください

スキヤンの準備ができました
 ステータスを検証しています

キャンセル

司法書士会連合会
Japan Federation of Shihoh Shikashi Lawyers' Associations
 日司連当事者型電子署名システム

送信先1者目
 権利 太郎 ✓ 対応済

送信先2者目
 義務 次郎 ⚠ 未対応

署名する

署名BOXから退出

しほうサイン・【日司連公的個人認証有効性確認（司法書士側）】について

日司連公的個人認証有効性確認システム

ホーム / ログイン

よくある質問

個人会員ログイン 法人会員ログイン

はじめてログインされる個人会員は、こちらからメールアドレスの登録とパスワードの変更をお願いします。

本システムは、依頼者の公的個人認証（マイナンバーカード）の有効性を確認するシステムです。

本システムは、令和7年10月22日付で登録されている司法書士会員専用となります。

マイナンバーカードの情報を読み取るには、NFCに対応したスマートフォンとスマートフォンアプリ又はICカードリーダーとICカードリーダー用ソフトが必要になります。

スマートフォンアプリは以下のQRコードから、ICカードリーダー用ソフトは以下のリンクからダウンロードをお願いします。

アンドロイド Android iOS

日司連公的個人認証有効性確認システム

ホーム / 管理画面 ログアウト

アカウント管理

司法書士会員名：司法 太郎

受付番号：ABC777

有効性確認結果一覧

一致性検証結果一覧

お客様へ
 アプリのインストールと
 受付番号を通知する

しほうサイン・【日司連公的個人認証有効性確認（お客様側）】について



しほうサイン・【日司連公的個人認証有効性確認（司法書士側）】について

日司連公的個人認証有効性確認システム

ホーム / 管理画面 ログアウト

司法書士会員名：司法 太郎 アカウント管理

受付番号：ABC777

有効性確認結果一覧

一致性検証結果一覧

登録していただいたマイナンバーカードの公的個人認証（電子証明書）が現時点で有効か確認します

日司連公的個人認証有効性確認システム

ホーム / 有効性確認結果一覧 ログアウト

検索 + 戻る

No.	有効確認日時	情報取得方法	氏名	生年月日	性別	住所	発行年月日	有効期間満了日	発行者	証明書番号	担当者	確認結果	再確認	一致性検証
1	2025/10/30 16:56:11	非対面	権利 太郎	.979/03/11	男性	*****	2024/03/19	2029/03/11	地方公共団体情報システム機構	20240***8003A	司法太郎	有効	再確認	一致性検証

しほうサイン・【日司連公的個人認証有効性確認（司法書士側）】について

確認システム

ログアウト

戻る

証明書番号	書類名	担当者	確認結果	一貫性	PDF ハッシュ値
20240.....	登記原因証明情報	有効	一致	表示

お客様：マイナンバーカードの公的個人認証（電子証明書）が現時点で有効か否か判断

書類（PDF）：付された電子署名が現時点で有効か否かを判断

登記申請に用いる登記原因証明情報をPDFで作成した場合

※売買契約・抵当権設定・遺産分割協議などをPDFで作成した場合は（１）商業登記電子証明書、（２）公的個人認証サービス電子証明書、（３）特定認証業務電子証明書のうち法務大臣が定めたものを利用できます。

PDF

売買契約書

売主 太郎
権利 次郎
権利 花子

【しほうサイン】

日司連当事者型電子署名システム

【委任状への電子署名】

- （１）商業登記電子証明書ではPDFファイルへ電子署名できる環境
- （２）公的個人認証サービス電子証明書では、ICカードリーダー
- （３）特定認証業務電子証明書では、ファイル形式若しくはICカード電子署名を行える環境整備が必要

買主・売主

宅建業・金融機関など

・不動産登記規則44条1項の規定によって、住民票の添付不要
また、電子署名することで印鑑登録証明書の添付不要
（住所証明情報の省略等）

第四十四条 電子申請の申請人がその者の前条第一項第一号に掲げる電子証明書（←公的個人認証サービス電子証明書）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該申請人の現在の住所を証する情報の提供に代えることができる。